

松戸市特定教育・保育施設設置運営法人 募集要項

(令和3年度単年度整備－創設による整備)

松戸市役所 子ども部 保育課 保育運営担当室

TEL : 047-366-7351 FAX : 047-366-0742

Email : mchoiku@city.matsudo.chiba.jp

目次

1. 募集概要	1
2. 募集内容	1
3. 整備予定地・建物の条件について	2
4. 運営の条件について.....	3
5. 施設整備にかかる補助金について	3
6. 応募要件	4
7. 事業者選定.....	4
8. 事業開始までのスケジュール（予定）	4
9. 応募の手続き	5
10. ヒアリング	7
11. 応募に関する留意事項.....	7
12. 担当部局.....	7

1. 募集概要

松戸市では、令和4年4月から新たに保育所を設置運営する法人を募集します。実施を希望される方は、この募集要項に従って各種書類を提出してください。

(1) 注意事項

① 応募支出費用等の非補償

応募に際しては、選考の結果、決定されなかった場合のことを考慮の上、不動産の売買、土地の賃貸借契約、建物の整備に係る設計業務等への支出等については、慎重に判断してください。応募のために支出した費用等については、市は補償しないものとします。

② 関連法令等の遵守

保育所の設置運営にあつては、(千葉県)「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」、(千葉県)「保育所設置等に関する要綱及び保育所認可に関する審査基準」、その他関係法令並びに通知等を遵守すること。

③ 歳入・歳出予算成立の原則

令和3年度松戸市一般会計予算における民間保育所施設整備費補助金に係る歳入・歳出予算が措置されることが前提となります。そのため、予算が確保できない場合は、選定結果を取り消すことや補助額が減額となることがあります。

2. 募集内容

(1) 開設時期

令和4年4月1日

※令和3年度(単年度)での整備となります。

(2) 定員数

原則120名程度

※定員内訳については、本市で今後見込まれる保育需要に対応するため、3歳児以上に出来る限り多くの定員設定をお願いします。

(選考時に2歳定員と3歳定員に差が多いほど、加点の対象となります)

※定員数・内訳については、市と協議の上、決定しますので、ご相談ください。

(3) 受け入れ対象児童

月の初日で57日を経過した乳児から小学校就学前までの児童

(4) 開設場所

松戸地区を重点地区とし、下記募集整備内容のとおり、1ヶ所募集します。

(5) 募集整備内容

創設による整備 1ヶ所

(6) 施設整備期間

補助金交付内示後～令和4年2月末日まで

(国の内示日は、6月頃の予定です。)

3. 整備予定地・建物の条件について

次の条件を満たすものとします。

(1) 整備予定地の状況把握について

整備予定地における交通量調査や近隣住民・町会長等の意向などの状況把握については、運営法人の役割となりますが、時期については本市と協議の上、行うこと。

(2) 既存認可保育園との位置関係について

施設の適正配置の観点から、近隣に既存認可保育園がないことが望ましい。

(3) 整備予定地・建物に係る権利関係等について

① 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、その他土地や建築に関する関係法令等を満たすこと。

② 応募者が自己所有又は賃借する土地であること。今後、土地の取得又は賃借を予定している場合にあっては、応募書類提出時点で、取得又は賃借が確実に見込まれる旨の確約書を提出するものとする。

また、土地の造成等が必要となった場合は応募者の負担とする。

③ 整備予定地に所有権以外の権利が設定されている場合は、確実に解除が行われること。

④ 都市計画法、農地法、文化財保護法などの利用制限や規制など、施設整備に支障がないことを事業者において必ず関係機関の窓口で確認・把握した上で、用地を選定すること。また、開発行為等の許認可が確実に得られる用地であること。

⑤ 児童の保育にふさわしい周辺環境に配慮すること。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 3 条の許可を受けていると考えられる営業所（以下「風俗営業所」という。）から 100m（風俗営業所が商業地域に所在する場合は 70m）以上離れるよう努めること。

(4) 屋外遊技場について

満 2 歳以上の児童 1 人につき 3.3 m²以上の屋外遊技場を設けることを原則とするが、同一敷地内に確保することができない場合については、管理者等の了解の上、近隣公園等を代替地として指定すること。

（※事前に保育課に代替候補地を提案の上、関連部局とも協議を行うこと）

(5) 駐輪場及び駐車スペースについて

保護者の利便性を鑑み、必要数確保すること（定員の 1 割程度が望ましい）。

4. 運営の条件について

(1) 施設長

保育所にあつては、常勤職員のうち保育士又は社会福祉主事資格を有するなど、社会福祉事業についての知識を有し、かつ、児童福祉事業に2年以上従事した経験のある者、又はそれと同等の資質を有すると認められる者を施設長として1人配置すること。

(2) 開所時間及び開所日

- ① 午前7時から午後7時まで以上とすること。(延長保育時間含む)
- ② 土曜日も11時間以上開所すること。
- ③ 休日は、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(1月1日を除く。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日とすること。

(3) 受け入れ年齢

月の初日で57日を経過した乳児から実施すること。

(4) 運営内容

保育所にあつては、保育所保育指針及び関係法令に基づき運営すること。

(5) 連携施設

市内小規模保育事業所の連携施設(特に卒園後の受け入れ枠の設定について)となること。

【連携施設の役割】

- ① 「小規模保育事業所卒園児の受け入れ」
- ② 「保育内容の支援」
- ③ 「代替保育の提供」

※「連携施設となること。」とは、本市から連携施設の打診があつた際は、既に他の小規模保育事業所の連携施設となっている場合や、設備及び従業者数等の理由で保育所が適正に運営できなくなる等、特段の事情がない限りは、連携施設となることを承諾するものであること。

5. 施設整備にかかる補助金について

松戸市民間保育所施設整備費補助金交付要綱に基づき補助いたします。

施設整備費等に対する補助は、令和3年度保育所等整備交付金の基準額に基づき、松戸市の令和3年度予算の範囲で行うこととします。**※1.(1)注意事項 ③参照のこと**

詳細につきましては、担当部局までお問合せください。

※本補助金は、国又は県からの補助金に基づくため、国又は県の予算の成立を前提とします。また、当該交付金・補助金については、事業予定者として内定した後、別途協議が必要となるものであり、本公募の選定をもって補助金等の交付を確約するものではありません。

6. 応募要件

次の要件を満たすこととします。

- (1) 社会福祉法人であること。
- (2) 松戸市の保育行政を理解し、運営において松戸市に積極的に協力する法人であること。
- (3) 関係者等が松戸市暴力団排除条例（平成24年3月29日松戸市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等ではないこと。
- (4) 市内の既存施設の名称と同一又は類似したものでないこと。
- (5) 特別なニーズを必要とする子どもの受け入れを積極的に行うこと。
- (6) 積極的に戸外活動が実施できる体制を確保すること。
- (7) 施設を利用する保護者はもとより、地域との信頼関係を築いていくことのできる事業者であること。

7. 事業者選定

松戸市が設置する事業者選定会議により選考し、事業者の決定は文書で決定通知を送付することにより行います。

8. 事業開始までのスケジュール（予定）

時期	事項
令和3年1月26日（火）～	応募書類受付 【書類提出前に保育課宛てに要連絡のこと】
令和3年2月26日（金）	募集締め切り
随時	ヒアリング
随時	事業者決定 決定通知書送付
随時	国・県 事前協議
国より内示後	入札により工事契約、着工
令和4年3月頃	工事完了検査
令和4年4月1日	開設

- (1) 質問は、ヒアリング終了までの期間で随時受け付けします。電話でのお問い合わせ、文書（書式は任意。FAX 又は E-Mail）により、保育課までお願いします。（下記参照）
- (2) 事業者選考会議の構成員が、現在運営している保育所を見学することがあります。
- (3) 事業者は、締め切り後1ヶ月以内に決定し、決定した事業者へ通知を送付するとともに、応募事業者すべてに別途結果をお知らせします。

9. 応募の手続き

(1) 応募書類の提出

ア 提出期間：令和3年1月26日（火）～2月26日（金）

【電話等により事前に保育課へ予定地を提案ののち、FAX 等により該当地情報を送付すること】

イ 提出場所：松戸市子ども部保育課 松戸市役所新館7階

ウ 提出方法：必要書類を提出期間内に提出場所へ持参してください。
書類受領後のヒアリング実施をもって、書類の提出となります。

エ 提出部数：**正本1部、副本1部（A4ドットファイルに綴る）**
書類NO. ごとにインデックスをつけてください。

(2) 提出書類

I 申込者の概要、財務状況等について

書類 No.	提出書類	主な記載事項等	様式
I-1	申込書	事業応募申込書	様式第1-1号
I-2	提出書	事業応募書類提出書	様式第1-2号
I-3	運営法人に関する諸規定	定款、職員給与規定、経理規定等（最新のもの）	任意様式
I-4	法人登記簿謄本	申込日前3ヶ月以内の発行	原本
I-5	運営法人設立趣意等	設立の趣意、法人事業経歴	様式第1-5号
I-6	運営法人の概要及び資産状況	法人認可状況、事業の種類、資産、基本財産等	様式第1-6号
I-7	運営法人の役員構成及び経歴等	理事長、理事、監事等	様式第1-7号
I-8	履歴書	代表者等の履歴	様式第1-8号
I-9	理事会会議記録	応募を決定した際の記録	写し
I-10	予算書	令和3年度（法人会計・施設会計）	写し
I-11	決算書類	法令等に基づき作成された決算書類、財産目録等事業報告書一式、および決算付属明細表。直近2年分	写し
I-12	預金残高証明書	応募書類提出日1か月以内の発行	原本
I-13	業務改善報告書	直近の指導監査に係る業務是正改善を要する事項に対する報告書	写し
I-14	応募の動機	応募の背景、理念等	様式第1-14号
I-15	現在運営している施設の実績	・施設の種類、利用者数、管理者、施設の特徴、運営についての実績。 ・保育課程・指導計画等	様式第1-15号

		・パンフレット等があれば添付する。	
--	--	-------------------	--

II 保育園事業計画書

書類 No.	提出書類	主な記載事項等	様式
II-1	開園後の保育運営	<ul style="list-style-type: none"> 施設運営全般の理念(保育方針(目標)、保育の内容等) 指導計画の反省評価 	様式第 2-1 号
II-2	その他の保育運営	<ul style="list-style-type: none"> 保育行事の取り組み 延長保育等の保育事業 	様式第 2-2 号
II-3	給食及び地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> 実施にあたっての考え 地域活動及び小学校との連携に対する考え 	様式第 2-3 号
II-4	危機管理対策	<ul style="list-style-type: none"> 消防計画、避難・消化訓練等 安全衛生管理体制 園内外の事故や災害に対応する体制 児童の健康管理等 	様式第 2-4 号
II-5	職員構成等	<ul style="list-style-type: none"> 雇用予定職員数、構成 保育料以外の保護者負担金 	様式第 2-5 号
II-6	諸帳簿等 苦情対応の体制	<ul style="list-style-type: none"> 施設運営管理についての書帳簿等整備 苦情解決に対する考え、具体的な苦情解決体制等 	様式第 2-6 号
II-7	職員の採用計画・研修・会議等	<ul style="list-style-type: none"> 事業者決定後から開設までの職員採用の方法及び時期、採用見通し 研修体制、情報共有、資質向上への取り組み等 	様式第 2-7 号
II-8	職員の勤務体制等の計画予定表	<ul style="list-style-type: none"> 時間帯による勤務体制 	様式第 2-8 号
II-9	施設平面図	<ul style="list-style-type: none"> 整備施設の平面図。園庭、保育室等の配置状況、面積の記載 	任意様式
II-10	工程表	<ul style="list-style-type: none"> 工事に関するもののほか、設置認可に関する手続きも含む 	任意様式

III 経営管理に関する計画

書類 No.	提出書類	主な記載事項等	様式
III-1	資金計画	資金内訳、自己資金内訳、借入金内訳、及び償還計画、償還財源内訳等について記載	任意様式
III-2	事業収支計画	今後 3 年間（又は償還終了まで）の収支見込	任意様式

IV 開園後の展望

書類 No.	提出書類	主な記載事項等	様式
IV-1	アピール	開園後、特に実現したいこと等のアピール	様式第4-1号

書類 No.	提出書類	主な記載事項等	様式
VII-1	松戸市特定教育・保育施設設置運営事業者選考事業提案内容	確認事項に対する回答を記載	様式第5号

10. ヒアリング

選考会議において、必要に応じて随時ヒアリングを実施します。
実施する場合は、担当部局より別途連絡します。

11. 応募に関する留意事項

- (1) 応募に関し必要な費用は、応募者負担とします。
- (2) 虚偽の記載をした場合は、応募を無効とします。
- (3) 提出された書類は返却しません。
- (4) 提出書類の内容は原則非公開として取り扱います。
- (5) 提出書類は、提出者に無断で、選考を行う作業以外の目的に使用しません。
- (6) 決定者の計画の変更は原則として認めませんが、サービスの向上につながるものや施設の実施設設計に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、審査の評価に影響を与えないもののみ、協議の上認める場合があります。
- (7) 本事業において応募者がいない場合又は審査結果によりすべての提案が松戸市の本事業実施の目的を達成できないと判断した場合は、事業者の決定を行わないことがあります。

12. 担当部局

松戸市役所 子ども部 保育課 保育運営担当室 認可整備班

〒271-8588 松戸市根本 387-5

TEL : 047-366-7351 (保育課直通) FAX : 047-366-0742

E-Mail mchoiku@city.matsudo.chiba.jp